

総務省のスプリアス対応の矛盾と正しい法令適用 2017.6.25 問メモ

「無線機器のスプリアス規格の変更に伴い規格にあった無線機器の運用が必要です 総務省」と題する文書が総務省の「電波利用ホームページ」に掲載されています。

(<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/others/spurious/files/newpfrt.pdf>)

以下本稿では、この文書を「新スプリアス手続」と略称します。文書原版のリンク先は次のとおりです。

電波利用ホームページ > 電波利用に関する制度 > その他の制度 > 無線設備のスプリアス発射の強度の許容値 > 1.新スプリアス規格への対応に関する手続 > (1) パンフレット

「新スプリアス手続」は、総合通信局長が行う再免許手順を述べているものです。つまり、行政権者の行政方針を表しているものです。一方で、現行電波法令では免許人が行う申請(届)とそれに対応する免許権者の審査・免許の手順が具体的に定められております。ここで行政方針が法令の規定と矛盾しなければ、円滑な手続きが進行しますが、それが法令の規定と相反する場合や整合性を欠く場合には、免許人及び審査事務担当官は混乱に陥ります。

小生が検討したところでは、「新スプリアス手続」における次の記述は根拠法令が曖昧・不正確であり、現行法令と馴染まないと考えます。その結果は、免許人をして行政当局への不信を抱かせ、国民のための公明正大な行政執行を損なっています。

フィルタ工事について

具体的には、まず第一に「新スプリアス手続」の「3 新スプリアス規格への対応に関する具体的な手続」の「2 送信機出力端子と空中線との間にフィルタを挿入」における次の記述です。

現在お使いの無線機器の出力端子にフィルタを挿入し、新スプリアス規格に適合させることで、継続してご使用いただけます。手続としては、総合通信局にご提出いただいた変更申請の許可後、その無線機器のスプリアスを測定※1し、工事完了届にスプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書を添えてご提出いただきます。

ここで、「... 許可後、その無線機器のスプリアスを測定*1し、工事完了届にスプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書を添えて...」とありますが、こんな手順は電波法令には一切の規定がありません。現行法令上で根拠のないことを免許人に要求するのは、行政権者の越権だと思います。免許人にはその義務がないのですから、測定データの提出を再免許の条件とすることは許されないことです。また、工事落成届の提出に対して行われる行政処分(免許人への通知)が如何なる内容になるのかが不明です。具体的にいうと、当該確認届書のチェックが変更検査の一部なのか、そもそも検査不要なのかを明確にすべきでしょう。前者ならば手数料の納付が必要になり、後者ならば不要となるでしょう。

フィルタ挿入の変更申請の許可後については、電波法施行規則別表第2号 変更検査を要しない場合(第10条の4関係)第2号に次の規定があります。

(11) 送信機の出力端子から送信空中線までの間又は受信空中線から受信機の入力端子までの間にそう入される各装置の変更の工事(基幹放送局及び無線航行陸上局の送信設備のものにあつては総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものに限り。)

つまり、変更検査を実施するまでもなく、電波法第 18 条第 1 項の規定により許可に係る無線設備を運用できることとなります。

実力測定について

第二に、「新スプリアス手続」の「3 新スプリアス規格への対応に関する具体的な手続」の「3 実力値の測定」における次の記述です。

現在ご使用の無線機器のスプリアスを測定※1し、新スプリアス規格に適合することが確認された無線機器は継続してご使用いただけます。手続は、スプリアスの測定データ等を届出書に記載の上、総合通信局へご提出いただくことで完了となります

ここでいう届出書が電波法令上でどの条文を根拠にしているのかわかりません。仮にそれが電波法第 17 条第 2 項が準用する電波法第 9 条第 2 項でないとする、まったく法令規定に基づかないものです。また、「継続してご使用」の期限も明示されていません。

そもそも、電波法第 17 条でいう「無線設備の変更」はハードウェア的な何らかの変更を予定した条文です。その内容は電波の質に変更を及ぼす無線設備の機器・空中線などの有形物かファームウェアなどの実態的な部品の取替・増設を指します。仮に不要発射の強度確認についてを同条の「無線設備の変更」に拡大解釈すると、免許人が日常的に行う周波数の測定・空中線電力の測定についても「無線設備の変更」と見なければならず、それは著しく実情に反しており、過去の行政事例もそれを否定してきました。電波の質に関する許容値の内、スプリアス規格のみを特殊扱いする理由と合理性が疑われます。それは、次の比較対照から明瞭です。

測定項目の区分	送信機の物理的変更	測定データの例		免許人が要求される手続
		落成検査時	最近の測定時	
周波数	なし	偏差 +15Hz	偏差 -10Hz	不要
空中線電力	なし	指定値の 98%	指定値の 90%	不要
不要発射	なし	-50dB _c 以下	-63dB _c	工事落成届と確認届出書の提出

この周波数・空中線電力・不要発射の強度の測定はどれも送信機そのものには何らの変更を加えず、所定の端子に測定器を接続しただけです。特に測定器を常時接続している場合には、測定器の表示器を見ただけで「無線設備の変更」がされたことになり、それは常識では理解できません。測定すなわち変更結果とする前提が誤っているからです。

要するに、無線設備規則に則り電波の質を良好に管理し良い電波環境を維持するのは、免許人の日常的な責務です。スプリアス規格を満たしていることを免許権者が一時的に確認することで代替できるものではありません。

以上のとおり、「新スプリアス手続」は、その法令根拠においても、電波秩序の維持の合目的性からも、正しい手順ではないと考えます。総合通信局長においては、強度確認届などという邪道を排し、電波法施行規則第 10 条の 4 が定める合理的ルールに従い、検査不要の取扱をされるよう希望します。それが免許人の利益でありかつ行政事務の簡素化ともなります。

2020/08/01 追記

四国総合通信局長は従来の誤った法令適用を改めて、間 幸久免許にかかるアマチュア局（識別信号 JA5FP）について電波法第 17 条及び電波法第 18 条但し書きを適用した新スプリアス対応措置の完了を令和元年 9 月 18 日付けの再免許状交付により公式に認めました。つまり、「新スプリアス手続」ではなく電波法令を正しく適用したこととなります。